

「神戸市乳幼児健康診査」業務等の委託事業者公募要領

令和5年12月

神戸市こども家庭局家庭支援課

目次

1. 公募の趣旨	1
2. 委託業務名称	1
3. 業務内容に関する事項	1
4. 契約期間	1
5. 事業規模（契約上限額）	1
6. 費用分担	1
7. 契約に関する事項	2
8. 応募資格	2
9. 公募手続き	2
(1) スケジュール（日程はいずれも土日・祝日を除く）	2
(2) 応募方法	3
(3) 応募の抹消（選定対象からの除外）	6
10. その他留意事項	6
11. 問い合わせ先及び提出先	7

《指定様式》

- ・ 応募申込書（様式1）
- ・ 法人の概要（様式1-1）
- ・ 法人の同種または類似業務等の実績（様式1-2）
- ・ 誓約書（様式2-1・2-2）
- ・ 質問票（様式3）
- ・ 公募説明会参加申込書（様式4）
- ・ 辞退届（様式5）

《様式不問》

- ・ 事業計画書または企画提案書（様式1-3）

《参考》

- ・ 「神戸市乳幼児健康診査」業務等の委託契約仕様書
- ・ 委託契約約款

1. 公募の趣旨

神戸市では、乳幼児の健康管理や病気などの早期発見や健康の保持と増進のために、乳幼児の心身の発育の節目である時期に乳幼児健康診査を行っている。健診を受ける児だけでなく子育て中の保護者等の心身の健康に大きく寄与する本事業において、円滑かつ正確に乳幼児健康診査を運営できるだけでなく、乳幼児やその保護者等に寄り添った対応が可能な事業者を、経営状態や良質な人材確保の観点等から総合的決定するため、公募型プロポーザル方式を用いて参加事業者の募集を行う。

2. 委託業務名称

「神戸市乳幼児健康診査」業務等の委託業務

3. 業務内容に関する事項

(1) 業務概要

神戸市では4か月児健診・9か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診の4種類の健診を実施しており、うち4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診は、区役所を中心とする全12会場で行う集団健診、9か月児健診は医療機関で実施する個別健診となる。

(2) 業務内容

- ・集団健診実施前準備・終了後撤収業務
- ・集団健診当日受付等の運営業務
- ・集団健診終了後書類管理業務
- ・個別健診事前準備業務
- ・個別健診実施後書類等管理業務
- ・乳幼児健診出務者等の勤怠管理および給与支払い関連業務
(履行場所含むその他詳細は別紙「仕様書」のとおり)

4. 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

ただし受託者が、定められた事項または仕様書に記載の内容を達成できない場合は、期間の満了を待たずに委託契約の取り消し・変更、または解除する場合がある。

なお、本市が行なう契約更新の指示において、当該契約の仕様変更がない場合においては、受託者は、本契約と同一条件により、同一の業務を履行するものとするが、状況の変化があり、本市が必要であると認めるときは、契約内容を変更する場合もある。

5. 事業規模（契約上限額）

年額 76,412,000 円（消費税及び地方消費税含む）

上限金額の3分の2を下回る金額であった場合は、適正な業務の遂行が可能か積算根拠を調査し、可能であると認めたもの以外は無効とする。

6. 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費

用を負担しない。また、本公募に係る経費は、全て応募者の負担とする。

7. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（仕様書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）第 25 条第 6 号の規定により免除とする。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたとき又はその他委託契約約款に定める契約解除条項に抵触したときは、契約の解除を行う。

8. 応募資格

当該委託業務を安定して実施でき、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 提出書類の受付締切日において、直近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税県税、市町村税の滞納がないこと。

(3) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処された者がいないこと。

(4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

(5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 直近 1 年間の国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））及び地方税に滞納又は未申告がないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与していない、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(8) 公募説明会に出席すること。

(9) 委託期間の契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで事業を継続できること。

9. 公募手続き

(1) スケジュール（日程はいずれも土日・祝日を除く）

①公募要領等の配布

令和 5 年 12 月 18 日（月）～令和 6 年 2 月 5 日（月）

- ②事前質問・説明会申し込み受付 令和5年12月18日(月)～令和6年1月5日(金)
 - ③公募説明会(見学会) 令和6年1月11日(木)
 - ④説明会後の質問受付 令和6年1月12日(金)～令和6年1月16日(火)
 - ⑤説明会後の質問の回答 令和6年1月17日(水)
 - ⑥応募書類受付期限 令和6年2月5日(月)
 - ⑦事業者選定委員会 令和6年2月中旬 提出書類の審査とプレゼンテーション
 - ⑧委託事業者の決定 令和6年2月末日までに
 - ⑨前事業者からの引継ぎ 令和6年3月
 - ⑩委託契約締結 令和6年4月1日(金)
- ※事業者選定委員会の日時については、応募事業者に連絡

(2) 応募方法

①公募要領等の配布

配布期間：令和5年12月18日(月)から令和6年2月5日(月)17時まで

各日とも9時から17時まで(12時から13時までの間を除く)

配布場所：神戸市こども家庭局家庭支援課(神戸市役所1号館7階)

※なお、神戸市ホームページからダウンロード可

②事前質問・説明会申し込み受付

受付期間：令和5年12月18日(月)から令和6年1月5日(金)17時まで

提出方法：質問については質問ごとに質問票(様式3)を使用し、説明会申し込みは公募説明会参加申込書(様式4)を使用し、ks_boshihoken@office.city.kobe.lg.jpに送付する。

- ・質問に対する回答は、応募に際して必要な項目のみ、説明会で説明予定。
- ・受付期間外の提出および適正な手続きによらない照会(口頭・電話等)には回答しない。
- ・質問は説明会参加申込法人のみ受け付ける。

③説明会・見学会

開催日時：令和6年1月11日(木)

開催場所：西区役所 ※場所については後日発表

詳細：説明会 9時30分から10時30分まで

見学会 3歳児健診見学 10時30分から11時15分(事務作業)

12時30分から14時(健診受付等見学)

(11時15分から12時30分は昼休憩)

応募予定者は必ず説明会に出席すること(見学会は任意)。なお、説明会・見学会の参加人数は、各事業者2名までとする。

④説明会後の質問の受付

令和6年1月12日(金)～令和6年1月16日(火)17時まで

質問方法は②を参照すること。

⑤説明会後の質問への回答

令和6年1月17日（水）

質問に対する回答は、質問者を伏せた上で説明会参加者すべてに対して E-mail にて回答する。

⑥応募に必要な書類の受付

受付期限：令和6年2月5日（月）まで

提出書類：以下の順に整理して原本1部、副本1部を提出すること。なお、(エ) 事業計画書または企画提案書（様式1-3）に関しては E-mail でも送付のうえ、6部用意すること。

(ア) 神戸市乳幼児健康診査等業務にかかる委託業務 応募申込書（様式1）

(イ) 申込法人の概要（様式1-1）

(ウ) 法人の同種業務実績（様式1-2）

(エ) 事業計画書または企画提案書（様式1-3）様式自由

- ・本事業実施にあたり必要な経費の全額を内訳が分かるように記載すること
- ・合計額は3（5）に示す委託上限額以内とすること

(オ) 誓約書（様式2-1・2-2）

(カ) 定款・寄付行為の写し

(キ) 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）

※申請日以前、3か月以内に発行されたもの

(ク) 直近年度の法人税・消費税の納税証明書（その2、その3の3）

(ケ) 直近3か年の法人税申告書の写し（法人税別表1、2、4、5（1）、5（2）、7）及び消費税申告書の写し

(コ) 直近3か年の計算書類（決算書類）

※貸借対照表及び損益計算書の営業外損益、特別損益について、勘定科目内訳書を提出すること

(サ) 法人等の設立趣意、運営方針、事業内容等の概要がわかるもの（パンフレット等で可）

(シ) 法人の代表者履歴及び役員名簿

(ス) 個人情報保護に関する内部規定

提出方法：上記日時までに持参、郵送、宅配のいずれかの方法で提出する。

- ・郵送、宅配便の場合、書留等受取記録が残る方法にて上記期間内に必着とする。
- ・持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。また、持参は代理人でも可とする。
- ・なお、(エ) 事業計画書または企画提案書（様式1-3）に関しては、E-mail でも送付すること。

申請辞退：申請書類を提出後、申請を辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。

留意事項：・提出期間終了後の応募書類の修正・差し替えは受け付けない。

- ・提出された書類の返却は行わず、応募状況等の問い合わせ及び提出書類の確認については、一切受け付けない。
- ・本件業務委託において、募集から契約に至るまでに本市に提出された書類の内容等を本市が公表する場合その他本市が必要と認める場合には、本市は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ・採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正

当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

⑦事業者選定委員会

提出した業務提案書をもとに、業務の実施方針についてプレゼンテーションを行なうこと。

日時 : 令和6年2月中旬(予定)応募者に追って通知する。

説明時間: 1社あたり約20分程度

質疑応答: 1社あたり約10分程度

選定方法: 選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点のものが複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。選定委員会の委員は、契約候補者決定まで非公開とする。

選定基準項目は以下のとおりとする(100点満点)。

審査項目	審査内容	配点
法人実績	・ 公的サービス受託実績	25点
	・ 子育て支援に関する事業実績	
	・ 同種業務事業実績	
	・ 法人経営状況	
事業計画・ 管理体制・運営	・ 事業を効果的、効率的に実施するための提案がされているか。	65点
	・ 業務遂行の安定性・確実性が確保されているか。	
	・ 必要な人員が確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。	
	・ 業務に従事する職員へのマニュアルや研修内容は事業の目的・仕様書の内容に合致しているか、また、受講者の理解が深められるよう工夫がされているか。	
	・ 業務マニュアルの整備は随時行われ、職員間でのノウハウの共有体制は確立されているか。	
	・ 個人情報の管理の規則が作成されており、規則通りに遂行され職員にも周知徹底されているか	
	・ 事故防止や苦情トラブル処理対応(迅速性、実現性、再発防止策等)の方法は適切か、また従事する職員に周知がなされているか。	
・ 1日単位・1か月単位の進行管理や事業計画が適切か。		
その他	・ 地元企業(神戸市内団体)に対する加点	10点
	合計	100点

⑧委託事業者の決定

(ア) 結果通知

選考委員会による選考の結果は令和6年2月末日までに郵送通知する。

(イ) 結果の公表

選定結果は応募のあった事業者へ通知する他、本市ホームページに掲載する。

(ウ) 選定されなかった場合の理由の説明

応募者は、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日等を除く)以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由について、書面により説明を求めることができる。(応募者の評価項目別の点数を示す。

(エ) その他

- ・選定結果に関する問い合わせに応じない。
- ・本市との委託契約の締結をもって正式な委託先事業者となるものとする。ただし、委託先事業者（候補者）選定後、契約までの間に委託先事業者とすることが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、委託を取りやめる場合がある。
- ・本公募は、令和6年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては、業務内容や委託金額を変更し、または、この募集に基づく契約を締結しないことがある。

⑨前事業者からの引継ぎ

契約者は、令和6年3月中に前受託者より業務内容の引継ぎを受け、業務開始日までに本業務の遂行に支障がないようにする。なお、これらに要する費用は全て契約者の負担とする。

(3) 応募の抹消（選定対象からの除外）

応募した法人が、提出書類の受付締切日以降、選定の日までの間に次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、選定審査の対象から除外する。

- ・受付期間内に必要書類が全て提出されなかった場合。
- ・記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないとき。
- ・提出書類に虚偽又は不正があった場合。
- ・地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第6号）の規定に該当した場合。
- ・神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止に該当した場合。
- ・本応募の採否の働きかけを行うなどの目的のために、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員、選考委員会の委員などの本件関係者と接触をもった場合。
- ・プレゼンテーションを行わなかった場合。

10. その他留意事項

- (1) この契約は、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）に規定する委託契約等に該当することから、契約者（契約候補者が本市と契約締結するまでの期間を含む。）が暴力団関係事業者と判明した場合は、同要綱に基づいて除外措置を取るとともに、事業者名を公表する場合がある。
- (2) 実施要領に修正・変更・追加等があった場合は、応募者全員に電子メールにて案内する。
- (3) 天災地変等により、やむを得ない事情のある場合は、本件募集を凍結又は中止する場合がある。
- (4) 本件募集及びこれに関する事項につき、故意又は過失の如何を問わず、応募者が第三者に損害を生じさせても、本市は一切これを補償しないものとする。
- (5) 実施要領、契約の各条項等の解釈について疑義が生じた事項又はこれらに定めのない事項については、本市と事業者が協議の上、定めるものとする。
- (6) 本件募集に関する紛争については、本市の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
- (7) 誤字、脱字、誤植その他の原因により、実施要領の各項目間若しくは実施要領と質問への回答との間で矛盾を生じている場合又は誤解を生じやすいと認められる場合は、速やかに本市へ届けること。
- (8) 特に断りのない限り、法律行為は、到達主義を採用する。また、届出のあった住所地への到達をもって、到達があったものとし、法人連合体の場合は、代表法人への到達をもって、法人連合体全員への到達があっ

たものとみなす。

(9) 応募申込後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

11. 問い合わせ先及び提出先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 市役所1号館7階

神戸市こども家庭局家庭支援課 母子保健担当 谷・丹・岩浅

電話 078(322)6540

FAX 078(322)6119

Mail ks_boshihoken@office.city.kobe.lg.jp